

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 8 年 7 月 21 日

岩手県知事 達増 拓也 様

提出者

住 所 一関市藤沢町黄海字山谷62

氏 名 株式会社小野寺林業

代表取締役小野寺徳治

電話番号 0191-63-4061

循環型地域社会の形成に関する条例第9条の2第1項の規定により、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社小野寺林業
事業場の所在地	一関市藤沢町黄海字山谷62
計画期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	02 林業
② 事業の規模	年間売上高約2億円
③ 従業員数	15名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	伐採作業により発生した木くずを現場で集積し、自社又は委託した収集運搬業者により中間処分業者へ搬入し、再資源化を行う。



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	排出量	927,560.00 t	t
	（これまでに実施した取組） ○産業廃棄物 事業活動により発生した産業廃棄物について、種類ごとに適正な分別を行い、適正処理及び再資源化に努めている		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	排出量	850.00 t	t
	（今後実施する予定の取組） 産業廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別を徹底し、再資源化及び適正処理を継続する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ○木くず 現場において発生する木くず、枝葉について、種類ごとに分別を行い、適正な収集運搬及び処理を実施している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ○木くず 木くず、枝葉等の分別を徹底し、再資源化の推進及び適正処理に努める。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	自ら再生利用は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	今後も自ら再生利用する予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	今後も自ら中間処理を行う予定はない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋立処分及び海洋投入処分は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後も自ら埋立処分及び海洋投入処分を行う予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	全処理委託量	927,560.00 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	927,560.00 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 木くず、枝葉等については、委託契約書及び産業廃物管理票（マニフェスト）により適正管理を行い、処理業者へ委託している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	全 処 理 委 託 量	900.00 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	900.00 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	引き続き委託契約書及び産業廃物管理票（マニフェスト）により適正管理を徹底し、適正な処理を継続する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 この様式は、前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業所ごとに1枚作成し、循環型地域社会の形成に関する条例施行規則第3条の2の基準に従って作成した産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画に添えて提出すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。